

# 令和6年春の全国交通安全運動鹿児島県実施要綱

## 第1 運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践により交通安全意識の醸成を図るとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 第2 期間

- 1 運動期間 令和6年4月6日（土）から15日（月）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和6年4月10日（水）

## 第3 スローガン

ゆずり合い 愛があふれる 鹿児島路

## 第4 運動重点（全国重点）

### 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

#### 【趣旨】

次代を担うこどものかけがいのない命を社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、令和5年中の全国の交通事故による幼児・児童（小学生）の死者・重傷者では歩行中や自転車乗車中の割合が高く、また、新学期が始まる4月から6月にかけて、死者・重傷者が増加する傾向にある。加えて、歩行中児童（小学生）の死者・重傷者の通行目的では登下校が全体の約4割を占めるなど、依然として通学路を始めとする道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。また、こどもに限らず、交通事故死者数全体をみると、歩行中の割合が最も高く、歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断、信号無視等の法令違反が認められる。このため、こどもが安全に通行できる道路交通環境を確保するとともに、全ての歩行者に対し、道路の安全な横断方法を実践するよう促していくことが必要である。

### 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

#### 【趣旨】

令和5年中の全国の交通死亡事故の第1当事者の多くは自動車の運転者で歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生し、自動車等側の多くに横断歩行者妨害等の法令違反が認められる。また、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。このため、自動車等の運転者に対して、歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行を促していくことが必要である。

なお、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であるほか、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故は、免許保有者人口当たりで見ると、75歳未満の運転者と比較してより多く発生しており、その要因としてハンドル操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いなどが多くなっていること等にも留意が必要である。

### 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

### 【趣旨】

全国の自転車乗用中の交通事故死者数が減少傾向にある一方で、全事故に占める自転車関連事故の割合は増加傾向にあるほか、自転車乗用中の交通事故死傷者数は10歳から25歳未満の若年層の割合が高い。また、自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高く、自転車乗用中死者の人身損傷主部位は、頭部が半数以上となっている。さらに、自転車乗用中の死亡事故では、自転車側の多くに法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行により、令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」のうち、車体の大きさや構造の基準を満たすものをいう。以下同じ。）に関する新たな交通ルールが定められ、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者に対して、ヘルメットの着用と交通ルールの遵守を促していくことが必要である。

## 第5 各重点に関する主な推進項目

以下のとおり、各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

### 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

本県における令和5年中の歩行者事故の特徴

- 交通事故死者40人中、11人が歩行中死者で、そのうち8人が高齢者
- こどもの歩行中事故の約4割は、歩行者側にも飛び出し等の原因がある歩行

#### (1) 通学路を始めとした安全な道路交通環境の確保

- ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- エ 通学の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等の推進

#### (2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
- イ 歩行中幼児・児童（小学生）の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童（小学生）への教育の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の

推進

オ 「プラス1（ワン）運動」の推進

カ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

## 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

本県における令和5年中の「歩行者事故」の特徴と「飲酒運転事故等」の現状

○ 「人対車両」の事故の多くが歩行者の横断歩道横断中に発生

○ 飲酒運転が関係する死亡事故が1件発生し、前年より1件減少したものの、飲酒運転検挙件数は、366件で前年より93件増加

### (1) 運転者の歩行者優先意識の徹底

ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け

イ 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

ウ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

エ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進

オ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

カ 「3（サン）ライト運動」の展開

### (2) 飲酒運転の根絶

ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における取組の推進

イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

ウ 「飲酒運転8（やっ）せん運動」の展開

### (3) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の防止

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進

イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

### (4) 高齢運転者の交通事故防止

ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進

ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

### (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進

- ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
- エ 「全席ベルト着用!!『します・させます』運動」の展開
- (6) 二輪車運転者等に対する広報啓発
  - ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
  - イ 若年層のみならず，中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

### 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

本県における令和5年中の自転車事故の特徴

- 自転車利用時（乗車用ヘルメット非着用）の交通死亡事故が2件（前年比－1件）発生
- 自転車乗車中に交通事故にあった死傷者の約9割には，自転車側にも法令違反あり

- (1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保
  - ～「かごしま自転車条例」の理解促進～
  - ア 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
  - イ 自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けの促進
  - ウ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児同乗中自転車の乗車・降車・停車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
  - エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の推進
  - オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進
- (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底
  - ア 車道通行の原則，車道は左側通行，歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
  - イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか，夜間の無灯火走行，飲酒運転，二人乗り，並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の徹底
  - ウ スマートフォン等使用や傘差し等の片手運転，イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
  - エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため，関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発，飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進
- (3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
  - ア 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進
  - イ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者，シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

※ 本県で推進中の各種安全運動の概要

#### 【3（サン）ライト運動】

- ・夕暮れ時の早めのライト点灯
- ・原則上向きライト点灯
- ・トンネル内ライト点灯

### 【プラス1（ワン）運動】

- ・横断時の確認をプラス1  
（道路中央付近でもう一度左を確認）
- ・夜光反射材をプラス1
- ・明るい服装をプラス1

### 【飲酒運転8（やっ）せん運動】

- ・酒を飲んだら運転しません。
- ・運転するなら酒は飲みません。
- ・酒を飲んだ人には運転させません。
- ・酒を飲んだ人には車は貸しません。
- ・運転する人に酒はすすめません。
- ・酒を飲んだ人の車には同乗しません。
- ・使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません。
- ・酒を飲んだら自転車も乗りません。

### 【全席ベルト着用!!「します・させます運動」】

- ・車を運転するならシートベルトをします
- ・車に同乗するならシートベルトをします
- ・子ども（幼児）にはチャイルドシートをさせます
- ・後部座席を含む全席にシートベルトをさせます

### 【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則，左側を通行  
歩道は例外，歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って，安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用